

令和 2 年 2 月 28 日

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

PET ボトル事業部

(改定日：令和 2 年 2 月 28 日)

再商品化業務に係るその他の報告

PET ボトルの再生処理のその他の報告は下記の方法で提出してください。なお、その他の報告の提出は落札した契約事業者が対象となります。

報告用の書式は、資料17「各種様式(EXCEL ファイル)」からダウンロードしてください。

1. 報告書類一覧と報告期限

	報告書類名	報告方法	報告頻度	報告期限(必着)
1	再商品化計画	REINSに アップロード	半期ごと	上期分:4月30日 下期分:10月31日
2	操業計画	REINSに アップロード	半期ごと	上期分:4月30日 下期分:10月31日
3	リスクアセスメント実施状況	書面送付(郵送)	年1回	4月30日又は 10月31日(※)

(※)年1回の報告のため、上期に落札した事業者は4月30日に提出し、下期の提出は不要。

上期未落札、下期に落札した再生処理事業者は10月31日に提出。

※報告期限の1ヵ月前を目途に、別途REINSでお知らせいたします。

2. 再商品化計画

- (1) 協会委託分の原料の引取量・投入量・在庫量、製品の製造量・販売量・在庫量の予測を各月ごとに入力する(フレークの製造期限は上期:12月・下期:6月、製品の販売期限は上期:3月、下期:9月)。
- (2) 指定の書式で報告する。書式は資料17「各種様式(EXCEL ファイル) 令和2年度上期用各種報告書式」を参照すること。
- (3) フレークのみ製造する再生処理事業者は、表の上段の再商品化計画に入力し、フレークとペレットを製造する再生処理事業者は表の中段の再商品化計画に入力する。
- (4) 「製品販売明細」は利用事業者ごとの販売予測を入力し、月ごとの販売量の合計は再商品化計画と整合させること。
- (5) 「協会委託外分 原料調達量」には期間中の引き取り予定量を、市町村独自処理と事業系に分けて月ごとに入力すること。

3. 操業計画

- (1) 現地検査時における協会原料の再生処理工程の確認(フレーク製造完了証明管理確認)のため、また現地検査と市町村立会いによるベール品質調査日程や事業所イベント等の重複を回避するため、下記の項目が記載された計画を提出すること。

・協会分原料(協会外原料が有れば区別)の操業計画

- PETボトル分別基準適合物(ベール品)の品質調査日程
(書類提出時点でわかる範囲、或いは予定を記載)
- 事業所イベント(設備メンテナンス、事業所責任者不在、等)
- 年間操業計画記載(下期再度案内予定:上期から計画変更がある事業者のみ下期に再提出)

(2)書式は規定しない。日頃実施している書式で報告すること(資料17「各種様式(EXCELファイル)令和2年度上期用 各種報告書式」に「令和2年度 操業計画」を参考までに添付するが、使用する必要はない)。

4. リスクアセスメント実施状況

- (1)再生処理事業者自らが実施している「リスクアセスメント」の実施状況を報告する。
- (2)書式は規定しない。日頃実施している書式で報告すること(資料17「各種様式(EXCELファイル)令和2年度上期用 各種報告書式」に「リスクアセスメント実施一覧表」を参考までに添付するが、使用する必要はない)。
- (3)現地検査の際に、当協会ではリスクアセスメントの実施状況を確認する。また、現地検査で不十分と判断された場合は、再度リスクアセスメントの実施を依頼する。

以上